



平成 22 年 7 月 5 日

各 位

会 社 名 JVC・ケンウッド・ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役会長 兼 社長 兼 CEO 河原 春郎
(コード番号 6632 東証第一部)
問合せ先 経営戦略部 広報・IR 担当
統括マネジャー 能勢 雄章
(TEL 045-444-5232)

答弁書と課徴金納付について

当社は、平成 22 年 6 月 21 日付で「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」を開示いたしました。その後、当社の子会社である日本ビクター株式会社（以下「ビクター」）および当社は、それぞれ、課徴金についての審判手続開始決定通知書を金融庁長官より受領いたしました。

ビクターおよび当社では、この度の事態を真摯に受け止め、同通知書の記載内容をふまえて総合的に検討を行いました。

その結果、ビクターにおいては、本日、同通知書に記載された金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実および納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官宛に提出いたしました。

また、当社においても、同通知書に記載された金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実を認めることといたしました。納付すべき金額については、新株予約権の行使価額に関する法令解釈上の点について当局の見解を確認したうえで判断を行うこととし、認否を留保する旨の答弁書を金融庁審判官宛に提出いたしました。

今後、ビクターは、当局からの納付命令に従い、当該課徴金（納付すべき課徴金の額：7 億 760 万円）を納付することになります。また、当社は、上記の当局の見解を確認次第、速やかに対応を決定し、平成 23 年 3 月期業績への影響を含めてあらためて開示する予定です。

株主の皆様、投資家の皆様、金融機関の皆様、お取引先の皆様のほか多くの関係者の皆様に、大変なご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、本年 3 月 29 日付で株式会社東京証券取引所に提出しました「改善報告書」の内容に沿って、再発防止策として①企業風土改革のための経営体制と内部統制システムの確立、②会計システム・体制の改革、③モニタリングの強化等に全社一丸となって取り組み、過去の諸問題を一扫して新たな出発をすべく鋭意努力してまいりますので、今後とも皆様のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

<ご参考>

証券取引等監視委員会ホームページ掲載事項

http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2010/2010/20100621-1.htm

以 上